

# 行橋

## 資料編

---

第5次総合計画策定体制

総合計画審議会委員名簿

総合計画策定の経過

行橋市総合計画審議会設置条例

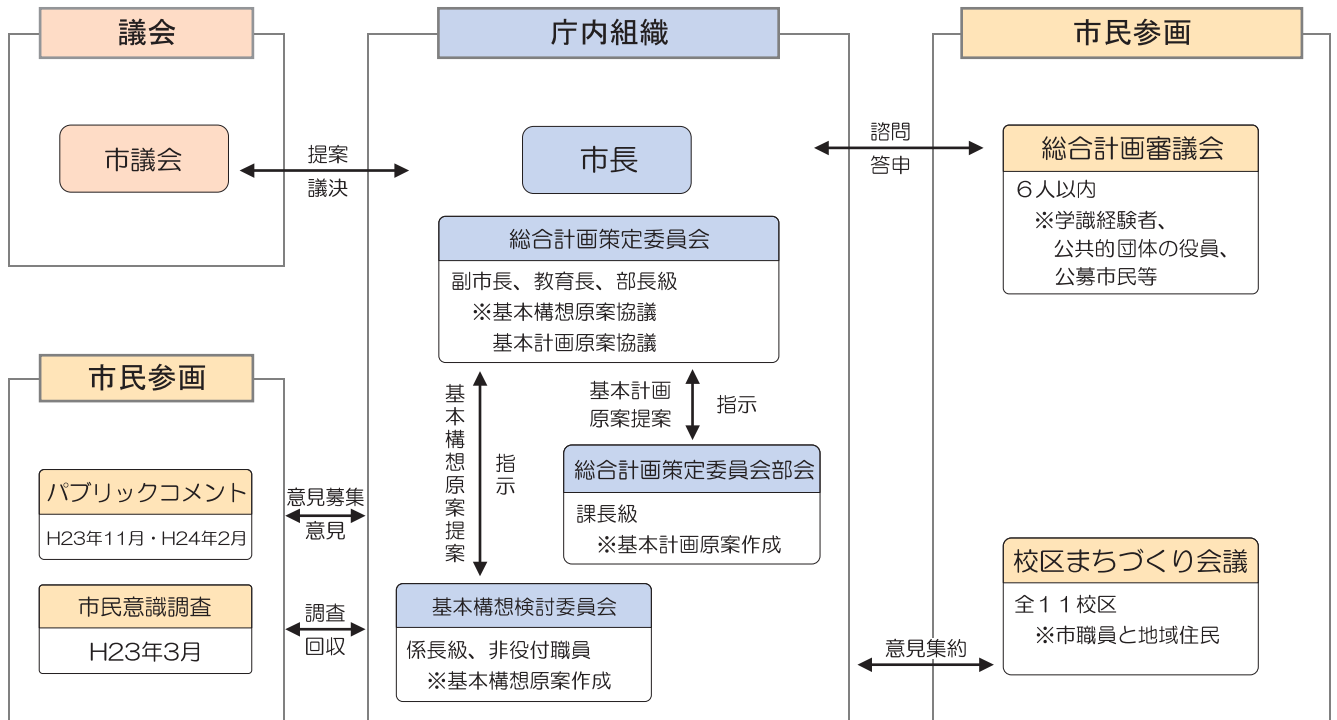
行橋市総合計画審議会設置要綱

第5次総合計画の策定について(諮問)

第5次総合計画案について(答申)

調査の概要

## 第5次総合計画策定体制



## 総合計画審議会委員名簿

分野・選考基準	役職	氏名	所属	役職
(1)学識 (まちづくり)	会長	高見 徹志	西日本工業大学	名誉教授
(1)学識 (福祉・社会学)	副会長	中村 晋介	福岡県立大学	准教授
(1)学識 (広域行政経験者)	委員	奥 久志	北九州工アターミナル	代表取締役専務
(1)学識 (教育経験者)	委員	金澤 精子	教育関係	元小学校校長
(2)公共的団体役員	委員	森田 義孝	行橋商工会議所	専務理事
(3)一般公募委員	委員	帆足 聡夫	市民代表	

## 総合計画策定の経過

委員会名等	日時	内容
策定委員会(第1回)	6月21日(火)	・リーダーの選出 ・スケジュールについて
基本構想検討委員会(第1回)	6月21日(火)	・リーダーの選出 ・スケジュールについて
基本構想検討委員会(第2回)	6月28日(火)	・3班に分かれての第1回ワークショップ実施(テーマ:マニフェストを作ろう) ・発表
基本構想検討委員会(第3回)	7月1日(金) 7月6日(水)	・第2回ワークショップ実施(各班2日に分けて) (テーマ:マニフェストを実現すると行橋はこうなる)
基本構想検討委員会(第4回)	7月13日(水)	・ワークショップ発表会
基本構想検討委員会(第5回)	7月21日(木)	・基本構想作成に向けてのフローチャート ・ワークショップで出た意見の分類(基本目標・将来像の検討)
基本構想検討委員会(第6回)	8月11日(木)	・基本目標の3分類(案)決定 ・将来像(案)決定
基本構想検討委員会(第7回)	9月1日(木)	・基本構想(素案)検討
基本構想検討委員会(第8回)	9月16日(金)	・基本構想(素案)決定
策定委員会(第2回)	9月26日(月)	・第4次総合計画の検証について ・基本構想(素案)について
審議会(第1回)	10月4日(火)	・委嘱状交付 ・会長・副会長の選出 ・諮問書提出 ・策定体制及びスケジュールについて ・基本構想(素案)について
合同部会(第1回)	10月24日(月)	・基本構想(素案)について ・部会の構成及び今後の予定について ・部会長選出
策定委員会(第3回)	10月25日(火)	・第4次総合計画点検・評価報告書について
審議会(第2回)	10月26日(水)	・第4次総合計画点検・評価報告書について ・基本構想(素案)について
全員協議会	11月9日(水)	・第4次総合計画点検・評価報告書について ・基本構想(素案)について
パブリックコメント(基本構想)	11月28日(月)~ 12月22日(木)	意見提出 1件
合同部会(第2回)	12月2日(金)	・3班に分かれてのワークショップ実施(テーマ:重点的に実施する施策を出そう)
議会(12月定例会)	12月15日(木)	議案第78号 行橋市議会の議決に付すべき事件を定める条例の制定について可決
ひとを育むまち部会(第3回)	12月20日(火)	・基本構想(案)について
ひとをつなぐまち部会(第3回)	12月21日(水)	・基本構想(案)について
ひとが賑わうまち部会(第3回)	12月22日(木)	・基本構想(案)について
ひとをつなぐまち部会(第4回)	1月11日(水)	・基本構想(案)について
ひとを育むまち部会(第4回)	1月12日(木)	・基本構想(案)について
ひとが賑わうまち部会(第4回)	1月13日(金)	・基本構想(案)について
策定委員会(第4回)	1月19日(木)	・基本構想(案)について ・基本計画(素案)について
審議会(第3回)	1月24日(火)	・基本構想(案)について ・基本計画(素案)について
審議会(第4回)	1月26日(木)	・基本構想(案)について ・基本計画(素案)について
パブリックコメント(基本計画)	2月1日(水)~ 2月21日(火)	意見提出 0件
審議会(第5回)	2月24日(金)	・基本構想(案)について ・基本計画(案)について ・答申
策定委員会(第5回)	2月24日(金)	・基本構想(案)について ・基本計画(案)について
議会(3月定例会)	2月28日(火)	・基本構想(案)について ・基本計画(案)について 上程
議会(3月定例会)	3月19日(金)	・基本構想(案)について ・基本計画(案)について 議決

## 行橋市総合計画審議会設置条例

(目的)

第1条 この条例は、行橋市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、行橋市総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 市の区域内の公共的団体の役員
- (3) 市民代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、行橋市総合計画策定日にその効力を失う。

## 行橋市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第5次行橋市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定について、必要な事項を調整及び協議するため、行橋市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 総合計画基本構想
- (2) 総合計画基本計画
- (3) その他総合計画策定について必要と認める事項

(構成)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は総務部長をもって充てる。

3 委員は、教育長、各部長、部長相当職及び会計管理者をもって充てる。

(会議)

第4条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、策定委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の設置)

第6条 策定委員会に部会を設置する。

2 部会の名称及び委員は、委員長が別に定める。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、当該部会の委員の互選とする。

5 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。(基本構想検討委員会)

第7条 策定委員会に基本構想検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

2 検討委員会の委員は、職員の中から委員長が指名する。

3 検討委員会にリーダーを置く。

4 リーダーは、検討委員会の委員の互選とする。

5 検討委員会の会議は、リーダーが招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、総合計画策定日にその効力を失う。

23行総政第330号  
平成23年10月4日

行橋市総合計画審議会  
会長 高見 徹志 殿

行橋市長 八 並 康 一

第5次行橋市総合計画の策定について(諮問)

行橋市総合計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、第5次行橋市総合計画の策定に関し、貴審議会の意見を求めます。

平成24年2月24日

行橋市長 八 並 康 一 様

行橋市総合計画審議会  
会長 高見 徹志

第5次行橋市総合計画案について(答申)

平成23年10月4日付23行総政第330号により諮問を受けた第5次行橋市総合計画について、行橋市総合計画審議会設置条例第2条の規定により審議を行った結果、下記の意見を附して別添のとおり答申します。

記

- 1 計画の推進にあたっては、社会情勢や住民ニーズを的確に捉え、選択と集中により効果的な事業の実施を図られたい。
- 2 計画の進捗については、PDCA(計画・実行・検証・見直し)のマネジメントサイクルに基づき、検証・見直しを行うとともに、進捗状況、成果及び計画の見直し状況を市民にわかりやすく公表し、市民の理解と協力を得られるよう努められたい。
- 3 自主財源をはじめとした財源の確保に努め、計画の確実な実行を図られたい。
- 4 計画的・効率的な都市基盤整備に向け、東九州自動車道など新たなインフラ整備や人口集中地区の拡大等に伴う用途地域の見直しをはじめ、景観の保全や都市施設の整備など都市計画の推進に鋭意努力されたい。とりわけ、秩序ある市街地の形成と豊かな自然環境の保全を図るため、市街化区域と市街化調整区域の「線引き」については、実施に向け前向きな検討を図られたい。

## 調査の概要

### 1)調査の目的

第5次行橋市総合計画(計画期間:平成24年度~平成33年度)を新たに策定するにあたり、市民のニーズ等を把握し、現在の行橋市が抱える課題を明確にする事により、市民の意向を踏まえた地域性のある総合計画策定を目的としてアンケート調査を実施する。

2)調査地域 行橋市全域

3)調査対象 行橋市に住民票を有する満20歳以上の男女

4)抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出

5)調査方法 郵送法

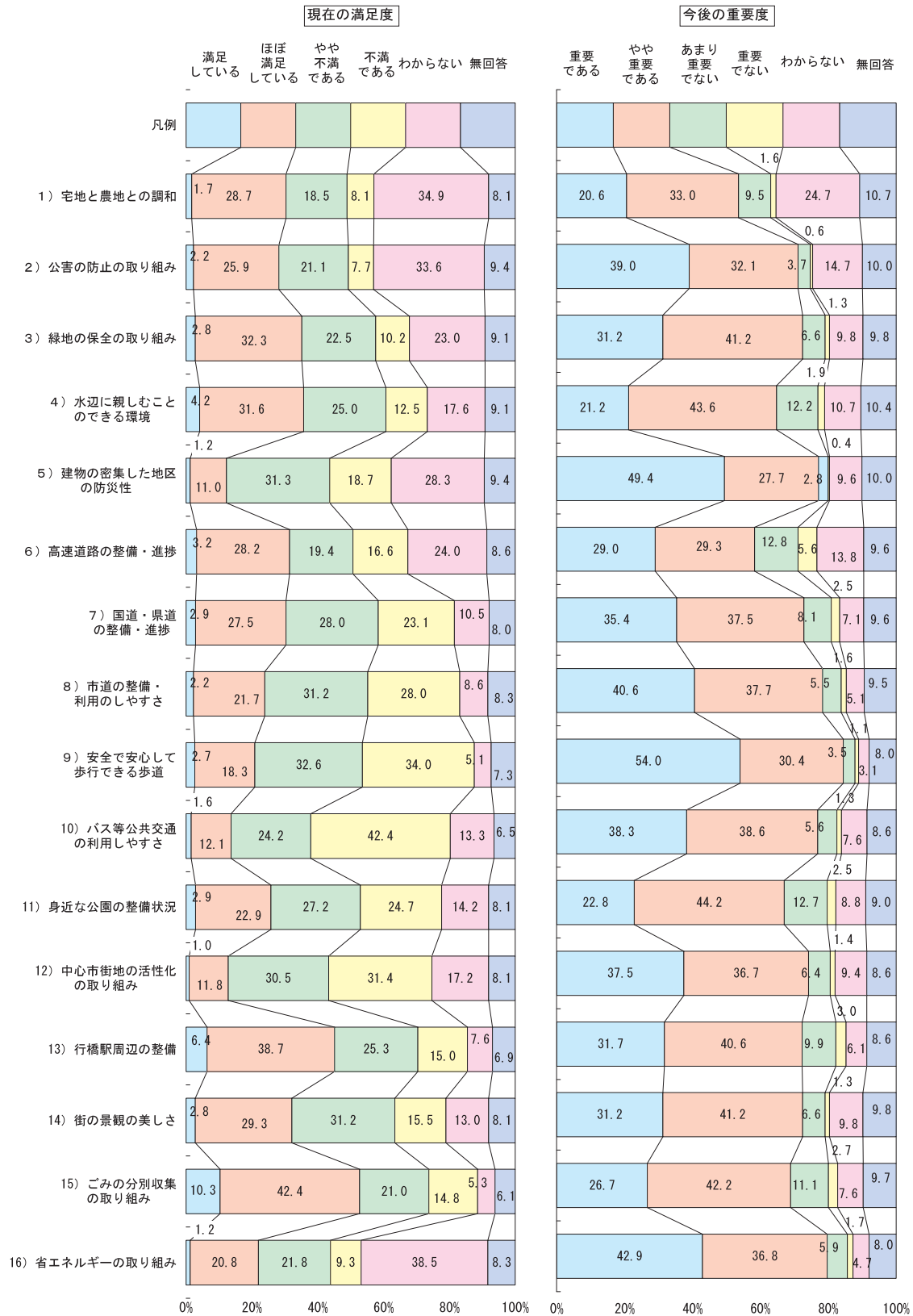
6)サンプル数(配布数・回収数)

配布数	回収数	回収率
3,000サンプル	1,204サンプル	40.1%

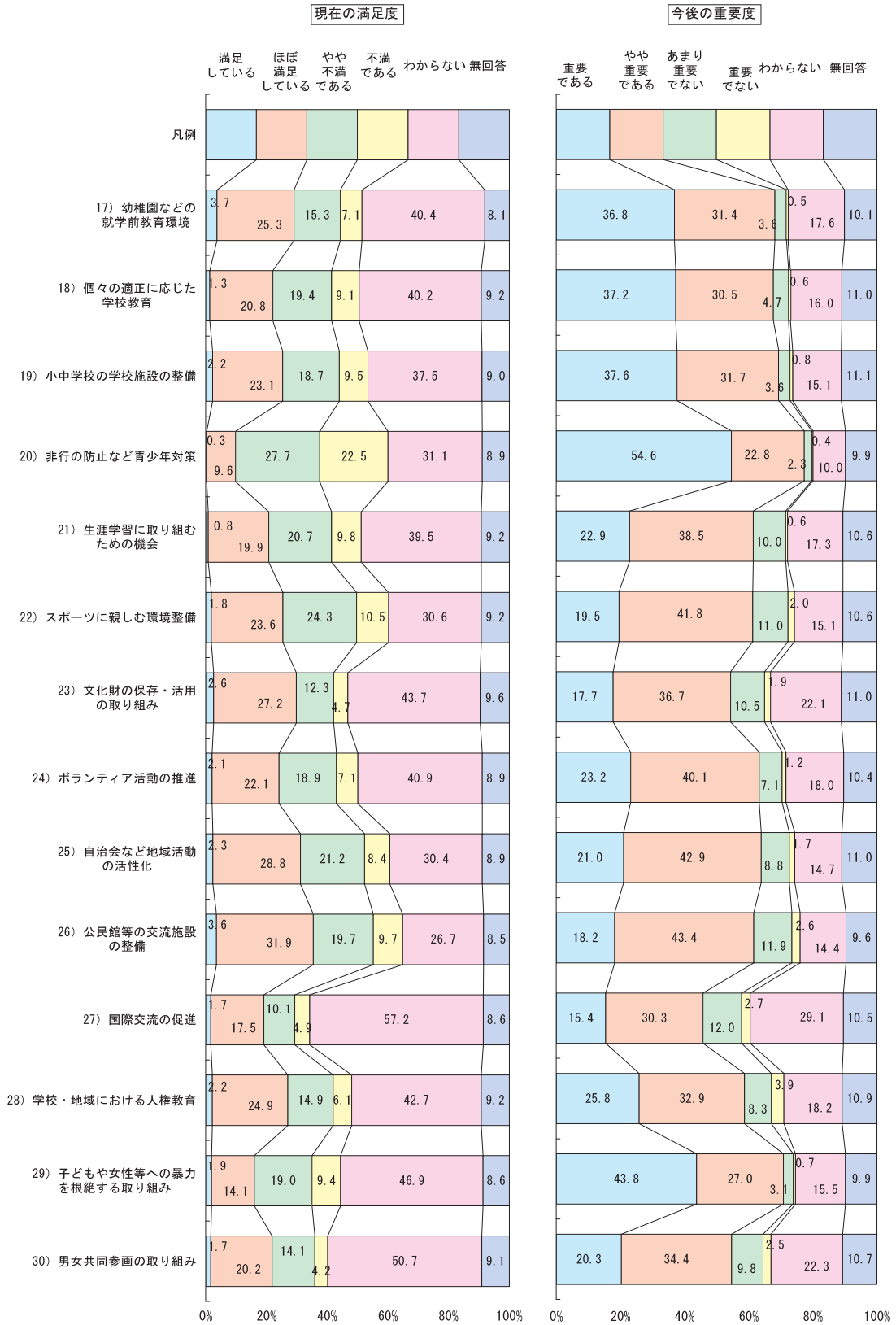
7)実施時期 平成23年月3日11日~3月23日

※注 回答は回答者総数(N)、限定回答者数(n)を分母とした百分率(%)で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。

【基本目標1 まちづくり】

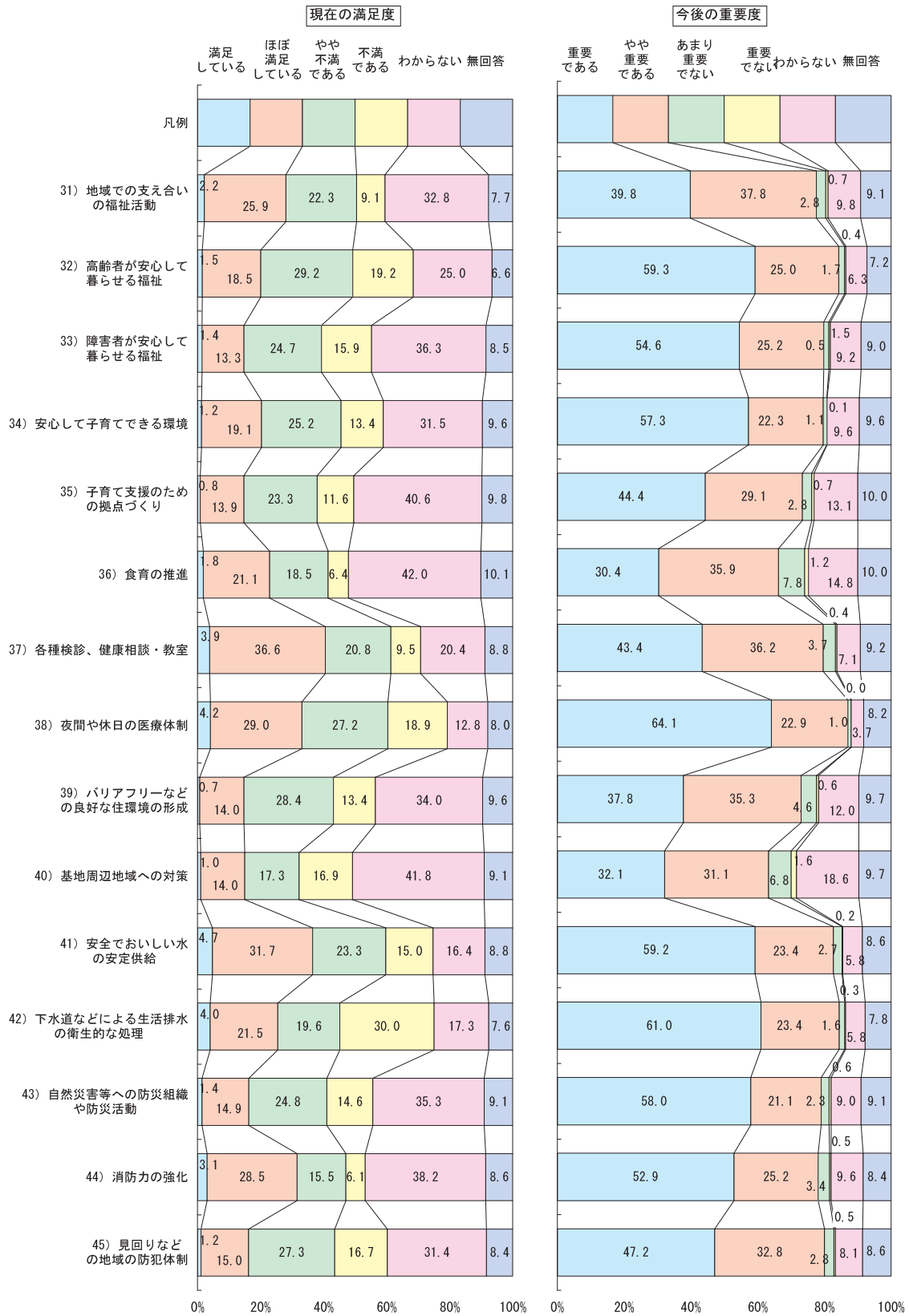


【基本目標2 ひとづくり】

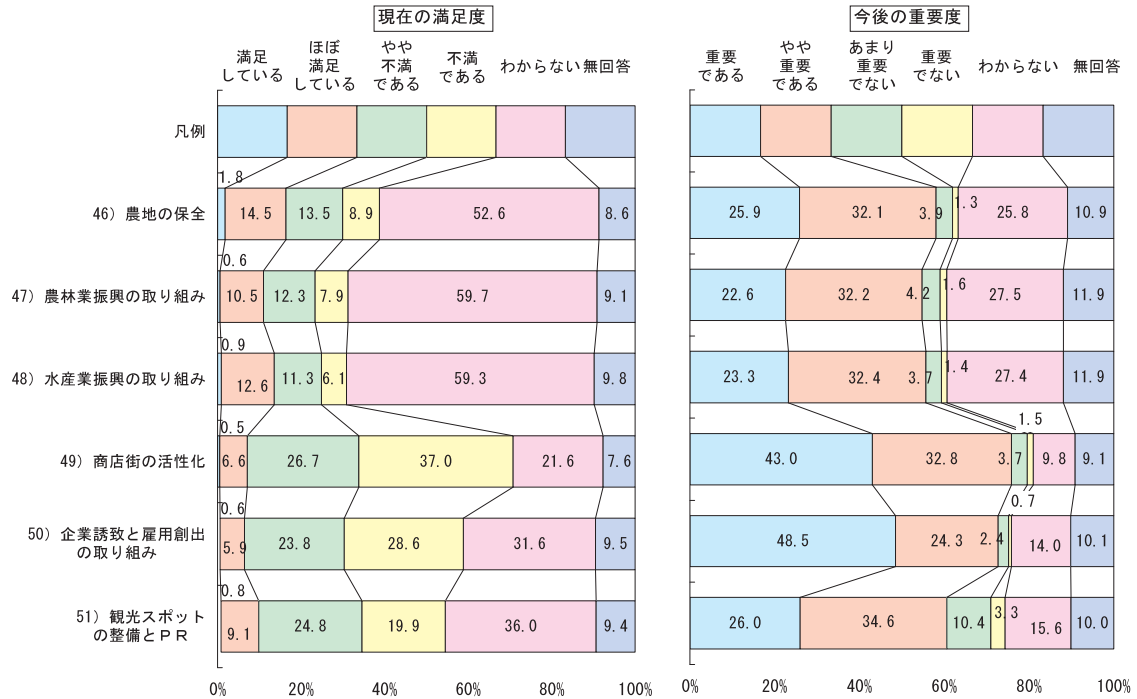




【基本目標3 くらしづくり】



【基本目標4 しごとづくり】



【基本目標5 しくみづくり】

